

件名 アイオワ州における公衆衛生措置の強化

ポイント

11月16日（月）、レイノルズ知事は非常事態宣言に署名し、コロナウイルス感染拡大に対処するため、マスク着用、集会人数の制限、飲食店の夜間営業時間制限を含む強化された公衆衛生措置を11月17日（火）0：01から12月10日23：59まで実施する旨発表しました。詳細は関連のリンクをご確認下さい。

本文

11月16日（月）、レイノルズ知事は非常事態宣言に署名し、コロナウイルス感染拡大に対処するため、強化された公衆衛生措置を11月17日（火）0：01から12月10日23：59まで実施する旨発表しました。

1 マスクの着用

・公共の場（室内）と州の建物内において、社会的距離が保てない状態が15分以上続く場合には、一定の例外（下記リンク参照）を除きマスクの着用が必要となります。

2 集会人数の制限

・屋内においては、15名を超える人数、屋外においては30名を超える人数で集会を行うことが制限されます。

・上記の制限は、結構披露宴、親族の集い、その他の必要不可欠でない集会に適用されます。ただし、企業や行政の通常業務として実施される集会には適用されません。

3 スポーツ及び娯楽行事

・若者および成人のスポーツ及び娯楽的集会は、高校、大学、プロによるものを除き禁止されます。

4 高校のスポーツ及び課外活動

・高校の運動競技については、6フィートの社会的距離を保ち、マスクを着用した上で、2名までが観戦者として参加することができます。

・学生については、上記活動においてマスクの着用は義務ではなく、6フィート以内に近づくことができます。

5 飲食店、バー（含：結構披露宴会場、ワイナリー、ビール醸造所、蒸留所、カントリークラブ、その他社交・フラタニティークラブ）

・22：00以降の営業が禁止されます。

- ・ バーにおける着席は禁止されます。
- ・ 着席していない場合（ゲームに参加したり、ダンスしたりする等の場合）はマスク着用が必要です。
- ・ 利用客のグループ同士の間を6フィート保つことが必要です。
- ・ 利用客は、8人までのグループに限られます。同一の家族についてのみこの制限を超えることができます。

6 フィットネスセンター、ヘルスクラブ、スパ、およびジム

- ・ グループアクティビティは禁止されます。

7 カジノ及びとばく場

- ・ 飲食のために着席している間以外は、マスクの着用が必要です。

8 距離が近い状態が続く施設（含：ボーリング場、ビリヤード場、ビンゴ会場、アーケード、屋内遊技場、子供用遊戯施設）

- ・ 22：00以降は対面でのサービス提供が禁止されます。
- ・ 飲食のために着席している間以外は、マスクの着用が必要です。
- ・ 利用客のグループ同士の間で6フィートの距離を保つことが必要です。
- ・ 利用客は、8人までのグループに限られます。同一の家族についてのみこの制限を超えることができます。

9 必要不可欠でない、または、選択的手術

- ・ 病院は、外来、必要不可欠でない、または、選択的手術を行うために使用される病床数を9月中の平均の水準の50%まで縮小することが必要です。

本宣言の詳細については、下記を参照願います。

強化された公衆衛生措置の概要

https://governor.iowa.gov/sites/default/files/documents/Summary%20of%20Enhanced%20Public%20Health%20Measures_final.pdf

強化された公衆衛生措置の全文

<https://governor.iowa.gov/sites/default/files/documents/Public%20Health%20Proclamation%20-%202020.11.16.pdf>

在留邦人の皆様におかれては、良き市民として、本件措置の遵守に努め、引き続き関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。